

ひとり親家庭の お母さん・ お父さん

資格取得を支援します



市では、ひとり親家庭のお母さん・お父さんが自立するための資格取得を支援する事業を行っています。支援を受けるためには事前相談が必要です。興味のある人は市こども未来課にご連絡ください。

人吉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

専門的な資格を取るために養成機関で勉強する人を経済的に支援するものです。

対象者（次の全てに当てはまる人）

- ・市内に住所があり、児童扶養手当受給水準の母子家庭の母または父子家庭の父
- ・養成機関で6カ月以上のカリキュラムを修業し、資格取得の見込みがある人
- ・就業または育児と受講を両立させるために金銭的支援が必要と認められる人
- ・求職者支援制度による職業訓練受講給付金や雇用保険の訓練延長給付などを受給していない人
- ・過去に高等職業訓練促進給付金などを受給していない人

※令和7年度に受講する人（これから受験予定の人を含む）は必ずご相談ください。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師など



支給内容

（1）高等職業訓練促進給付金

養成機関に修業期間中の経済的な支援です。

支給額	月額10万円 (市民税課税世帯は70,500円) 修業期間の最後の12カ月は月額14万円 (市民税課税世帯は110,500円)
支給期間	修業期間の全期間（上限48カ月）

（2）修了支援給付金

養成機関を修了後、支給します。

支給額	5万円（市民税課税世帯は2万5千円）
申請受付期間	全課程修了日から30日以内

人吉市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

市が指定した教育訓練給付講座^{※1}を受講した人に給付金を支給^{※2}します。

- ※1 詳しくは市こども未来課にお問い合わせください。
- ※2 原則として一度だけの支給です。

対象者（次の全てに当てはまる人）

- ・市内に住所があり、児童扶養手当支給水準の母子家庭の母または父子家庭の父
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人
- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人

支給額

講座受講料の60%を受講修了後に支給します。
 ※支給額の上限は20万円。1万2千円を超えない場合は支給対象になりません。

申請受付期間

受講講座開始日の1カ月前



問合せ 市こども未来課こども福祉係 ☎ 22-2111 内線1255